



令和8年度 福島空港国際定期路線再開等利用促進事業

県では、福島空港の国際便を利用する団体等に対し、補助金を交付します。

※ 申請期限は出発日(事業開始日)の15日前です。

	地域間交流実施を目的とする団体	ビジネス利用実施を目的とする団体
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、商工会、商工会議所 地域間交流を達成するために設立された団体または任意団体 	<ul style="list-style-type: none"> 単独事業者または複数事業者の構成員からなる訪問団
対象事業 (交流事業)	<ul style="list-style-type: none"> 現地事業者との経済または文化の交流(地域間交流) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動における現地事業者又は現地駐在員との調整または商談(ビジネス利用)
団体構成要件	<ul style="list-style-type: none"> 地域間交流に直接従事する構成員は、<u>5名以上</u>であること 自らが、交流の相手方及び内容の企画立案をし、主体的に取り組むこと 営利を目的としないこと ※上記3つの要件をすべて満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> 単独事業者または複数事業者の構成員からなる<u>5名以上</u>の訪問団を結成すること
対象経費	1 渡航費 2 事業の実施に要する以下の諸経費 (1) 企画立案に要する経費(旅行会社への企画委託料を含む) (2) 渡航先での交流事業等に要する経費(通訳料、車両代等) (5) その他事業の企画及び実施において要する経費	
補助額	下記対象経費ごとに、次の額とする。ただし、1申請団体の交付上限は、1及び2の合計額400,000円とし、同一申請団体への交付は、同一年度1回限りとする 1 渡航費 以下により算出した額の合計額(上限300,000円)と事業の実施に要する渡航費の合計額を比較して、低い方の金額。 ① <u>1人あたりの補助単価15,000円に、交流事業に直接従事する構成員の人数を乗じて得た額</u> 2 事業の実施に要する諸経費 <u>100,000円と事業の実施に要する諸経費の合計額を比較して、低い方の金額。</u>	

【お問い合わせはこちらまで】

福島県観光交流局空港交流課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

TEL: 024-521-7127 FAX: 024-521-7913

e-mail fkskuko@pref.fukushima.lg.jp

